

午後 3 時 開会

【計画課長補佐】 ただ今から、府中市都市計画審議会を開会させていただきます。開会に先立ちまして、まず、委嘱状の伝達につきまして、本来ならば市長から委員の皆様一人一人にお渡しするところでございますが、時間の関係もございますので、皆様の前に委嘱状を置かせていただいております。これを持ちまして、委嘱状の伝達に代えさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは次に、高野市長からごあいさつを申し上げます。

【高野市長】 皆様、こんにちは。府中市長の高野律雄でございます。このたびは、府中市都市計画審議会委員への就任をご依頼申しあげましたところ、快くお引受けをいただき、また、本日はご多忙にもかかわらずご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、委員の皆様におかれましては、日ごろより市政の各般にわたりまして、ご理解とご協力をいただいておりますこと、この場をお借りして、厚く御礼申しあげさせていただきます。

本市では、「みんなで創る 笑顔あふれる 住みよいまち」を目指す都市像として、人を魅了する、にぎわいと活力のあるまちづくりをさらに推進していくため、将来のまちづくりの方向性を示す府中市都市計画マスタープランに基づき、様々なまちづくり施策を展開しているところであります。

この都市計画マスタープランにつきましては、近年の全国的な人口減少や少子高齢化をはじめとした社会経済情勢の動向を踏まえつつ、市民の皆様が将来にわたる安全・安心で快適に住み続けられる持続可能なまちづくりへの対応を図ることを目的として、来年度中の改定を目指しているところであります。

なお、改定に当たっては、委員の皆様のご意見を賜りながら手続を進めていきたいと考えています。

委員の皆様には、今後2年間にわたりまして、府中市のより良いまちづくりのため、ご指導、ご審議を賜りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。皆様方のますますのご健勝と、それから特にこれからの季節、非常に気温の変化なども著しく、健康管理には十分ご留意をされますようにご祈念を申しあげまして、あいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

**【計画課長補佐】** ありがとうございます。委員の皆様には大変恐縮でございますが、市長は他にも公務が重なっており、ここで退席をさせていただきます。ご了解いただきたいと思います。

**【高野市長】** よろしくお願いをいたします。

**【計画課長補佐】** 本日は、新たな委員の皆様による最初の会議でございますので、委員の皆様にご自己紹介をお願いしたいと思います。それでは、〇〇委員より右回りに順番にお願いいたします。

す。

【〇〇委員】 皆さん、こんにちは。府中市農業委員会会長の〇〇です。どうかよろしく申し上げます。

【〇〇委員】 こんにちは。むさし府中商工会議所の副会頭の〇〇でございます。よろしくお願ひいたします。

【〇〇委員】 こんにちは。私は府中市商店街連合会の会長をしております〇〇と申します。よろしくお願ひいたします。

【〇〇委員】 皆さん、こんにちは。むさし府中商工会議所の会頭を務めております〇〇と申します。よろしくお願ひします。

【〇〇委員】 こんにちは。元東京都の都市整備局で技監をしておりました〇〇と申します。どうぞよろしくお願ひします。

【〇〇委員】 市議会議員の〇〇と申します。よろしくお願ひいたします。

【〇〇委員】 市議会議員の〇〇でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【〇〇委員】 同じく市議会議員の〇〇です。よろしくお願ひします。

【〇〇委員】 市議会議員の〇〇です。よろしくお願ひします。

【〇〇委員】 同じく市議会議員から選出されました〇〇と申します。よろしくお願ひします。

【〇〇委員】 市議会議員の〇〇です。よろしくお願ひします。

【〇〇委員】 府中警察署長の〇〇です。よろしくお願いします。

【〇〇委員（代理）】 府中消防署の予防課長の〇〇と申します。  
よろしくお願いします。

【〇〇委員】 〇〇と申します。今、東京大学大学院で非常勤講師をしております9年目になります。迎賓館赤坂離宮でもボランティアガイドをして関わって、もう12年になります。府中市の宣伝を結構迎賓館でやっていますが、どういう方法でやっているかは、今は秘密です。いずれ聞きたい方がいたら、教えてください。

それと、やはり府中市に若い人をお呼びするために、私は府中市茶道連盟に他市の若者たち、東京大学の大学院生、卒業生、東京外国語大学の長崎、京都、石川、四国、そういう若者たち12名を府中市茶道連盟にご紹介しております。皆様には、府中市の良さを知っていただいて、それでお昼ごはんを食べていただくなり、交通機関を使っていただくなり、やはり若い人を府中市に連れてこないで府中市の良さを見ていただかないといけないと思ひまして、10年がかりで、今やっと全体で16名ですが、府中市茶道連盟が活性化するように、東京大茶会の会長は府中市の先生です。その方のためにも、府中市のためにも、私は尽力をしたいと思っております。ぜひ、府中市が子どもたちのために、いいまちになるように、これからも努力

をしたいと思っております。今回、ご縁がございまして、大変光栄に思っております。よろしくお願い申し上げます。

**【〇〇委員】** 押立町に住んでおります、〇〇と申します。よろしくお願いいたします。

**【計画課長補佐】** ありがとうございます。本日、〇〇委員が欠席でございますが、皆様にはよろしくお伝えくださいとこのことでございます。

続きまして、事務局から自己紹介をさせていただきます。

**【都市整備部長】** 委員の皆様、改めましてこんにちは。都市整備部長の塚田雅司と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

**【都市整備部次長】** 都市整備部次長兼管理課長をしております、松村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

**【計画・建築指導担当副参事】** 同じく都市整備部の計画・建築指導担当副参事の楠本です。どうぞよろしくお願い致します。

**【管理課長補佐】** 同じく管理課長補佐兼インフラマネジメント担当副主幹をしています、直井と申します。よろしくお願い致します。

**【土木課長】** 土木課長の塩澤と申します。よろしくお願いいたします。

**【土木課長補佐】** 同じく土木課長補佐の藤原です。よろしくお願い

願いいたします。

【公園緑地課長】 同じく公園緑地課長の轟です。よろしく願  
いいたします。

【公園緑地課長補佐】 公園緑地課長補佐の須田です。よろしく  
願いします。

【下水道課長】 下水道課長をしております山田といいます。よ  
ろしく願いします。

【下水道課長補佐】 同じく下水道課長補佐の伊藤と申します。  
よろしく願いします。

【建築指導課長】 建築指導課長の角倉といいます。どうぞよろ  
しく願いいたします。

【地区整備課長】 地区整備課長の日原と申します。よろしくお  
願いいたします。

【資産税課長補佐】 資産税課長補佐の渡辺と申します。どうぞ  
よろしく願いいたします。

【農業委員会事務局長】 農業委員会事務局の小柴と申します。  
よろしく願いいたします。

【行政管理部次長】 行政管理部次長兼財産活用課長の新藤でご  
ざいます。よろしく願いします。

【公有地担当副主幹】 財産活用課公有地担当副主幹の三浦と申  
します。よろしく願いいたします。

【計画課長補佐】 最後になりましたが、都市整備部計画課長補佐の扇山でございます。よろしくお願ひいたします。以上の職員が事務局として対応させていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議事日程に従い進めていただきたいと思います。会長はまだ選任されておられませんので、会長が決まるまでの間、会議の進行役を務めていただく方を決めたいと思います。いかがいたしましょうか。

【〇〇委員】 事務局一任。

【計画課長補佐】 ただ今、事務局一任とのお声をいただきましたので、学識経験者の方の中から、大変恐縮ではございますが、〇〇委員に進行役をお願いしたいと存じます。〇〇委員、議長席へ移動をお願いいたします。

【〇〇委員】 ただ今、ご指名いただきました〇〇でございます。会長が選任されるまで進行役を務めさせていただきます。では早速やらせていただきます。

それでは、会議に入りたいと思いますが、会議を開催するに当たり、〇〇委員が欠席との連絡をいただいております。それから〇〇委員はまだ見えておりません。それから〇〇委員がご都合により欠席のため、本日は代理として〇〇予防課長様にご出席いただいております。会議開催の可否でございますが、定足数に

達しておりますので、本日の会議は有効に成立しております。

それでは、事前にお配りしております資料の議事日程に従いまして、最初に会議の運営に関わる事項として、仮議席、会長、会長代理及び議席を決めていただき、その後、議案をご審議いただきたいと思います。それでは、議事日程に従い、進めていただきたいと思います。

まず、日程第1、「仮議席の指定について」でございますが、これにつきまして、現在着席されている席でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、異議なしとのことですので、仮議席については、現在着席されている席とさせていただきます。

次に、日程第2、「会長の選任について」でございます。府中市都市計画審議会条例第6条に、「会長は学識経験者として任命された委員から選出する」と定められております。従いまして、学識経験者として任命された〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、私の6名の中から選出することとなります。それでは、会長の選任について、いかがいたしましょうか。

**【〇〇委員】** 私の意見でございますが、今まで色々な要職を歴任されており、現在も商工会議所の会頭として府中市を引っ張っていただいている素晴らしい方、何回か都市計画審議会の会



長も続けられておりますので、ぜひ私は引き続き〇〇委員に会長を続けていただければ、この会議もスムーズに行くのではないかと思いますので、推薦いたします。

**【〇〇委員】** ただ今、〇〇委員から、〇〇委員を会長に推薦するのご意見をいただきましたが、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようでございますので、〇〇委員に会長をお願いいたします。それでは、会長が決まりましたので、私は〇〇会長と席を替わります。会議進行にご協力、ありがとうございました。

**【計画課長補佐】** 〇〇委員、誠にありがとうございました。それでは、府中市都市計画審議会運営規則第5条に、「審議会の議長は会長が当たる」と規定されておりますので、ただ今、会長に選任されました〇〇委員に議事の進行をよろしくお願いいたします。

では、〇〇会長、議長席に移動をお願いいたします。また、大変恐縮ではございますが、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員におかれましては、席を詰めていただきますようお願いいたします。

**【議長】** ただ今、〇〇委員から推薦をいただき、そしてまた委

員の皆様の同意をいただくき、引き続き会長という大役を仰せつかりました。大変ありがとうございます。大変恐縮しております。ぜひとも、この府中市都市計画審議会の審議をスムーズに、精一杯務めて、円滑に進めていきたいと思っておりますので、お力添えを賜りたいと思っております。よろしくお願い申しあげまして、あいさつに代えさせていただきます。よろしくお願ひします。

ではこれより、都市計画審議会を進めていきたいと思っております。日程第3でございますが、「会長代理の指名について」を議題といたしたいと存じます。本件につきましては、府中市都市計画審議会条例第6条第3項に、「会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する」と規定されております。私から指名させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしということで、指名をさせていただきたいと思っております。会長代理につきましては、長年にわたり会長代理の実績がある〇〇委員に引き続きお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

では〇〇委員、一言ごあいさつお願いいたします。

**【〇〇委員】** 今、会長代理にご指名をいただきました〇〇でございます。皆様、ご同意いただきましてありがとうございます。引き続き会長を補佐して、審議会の円滑な運営に微力ながら努力していきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひします。

**【議長】** 次に、日程第4、「議席の指定について」を議題といた

します。本件につきましては、府中市都市計画審議会運営規則第4条に、委員の議席はあらかじめ会長が定めるとされておりますが、現在、着席されている席を議席にさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしということで、現在のお座りの席を議席とさせていただきたいと思えます。

次に、本日の会議の議事録署名について、決めたいと存じます。府中市都市計画審議会運営規則第13条2項により、「議事録には議長及び議長が指名する委員が署名する」と規定されておりますので、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

では、2名を指名させていただきます。〇〇委員、よろしくお願ひします。

【〇〇委員】 はい。

【議長】 次に、〇〇委員、よろしくお願ひします。

【〇〇委員】 はい。

【議長】 ありがとうございます。

それでは、日程第5、第1号議案、「府中都市計画生産緑地地区の変更」を議題といたしたいと存じます。それでは議案の説明をお願いします。よろしくお願ひします。

【公園緑地課長補佐】 はい、議長。

それでは、ただ今、議題となりました第1号議案、府中都市計画生産緑地地区の変更につきましてご説明いたします。

本件は、生産緑地の機能を維持することが困難となった生産緑地地区の一部を廃止するものでございます。

なお、本件は府中市が決定する都市計画でございます。

それでは、第1号議案、資料の1ページをお開きください。

第1の「種類及び面積」でございますが、変更後の生産緑地地区の面積は、約96.5ヘクタールでございます。第2の「削除のみを行う位置及び区域」でございますが、削除となりますのが13件、削除する面積は、約1万1,370平方メートルでございます。削除の理由といたしまして、買取り申出に伴う行為制限の解除及び公共施設等の用地としての取得により生産緑地の機能を失った生産緑地地区の一部を削除するものでございます。

2ページをお開きください。

上段の表は新旧対照表でございますが、削除する地区の面積と位置につきまして、変更前と変更後を一覧表にまとめたものでございます。なお、個々の地区の詳細は、後ほど説明させていただきます。

下段の「変更概要」でございますが、変更事項の欄、1の「位置の変更」につきましては、新旧対照表のとおりでございます。

2の「区域の変更」につきましては、計画図により後ほどご説明いたします。

3の「面積の変更」につきましては、地区数は455件から449件となり、6件の減、府中市全体の生産緑地地区の面積は、約97.61ヘクタールから、約96.50ヘクタールとなり、約1.11ヘクタールの減となります。

なお、本件の都市計画変更案につきましては、都市計画法第19条3項の規定に基づき、東京都知事との協議を行い、本年5月15日付で意見のない旨の協議結果通知を受けております。

その後、都市計画法第17条第1項の規定に基づき、本年5月24日から6月7日までの2週間、縦覧を行い、同法第17条第2項の規定に基づき、意見書の提出を求めたところ、意見書の提出はございませんでした。今後につきましては、本審議会の審議を経た後に、都市計画変更の告示を行う予定でございます。それでは、変更の詳細につきまして、担当よりご説明させていただきます。

【公園緑地課緑化推進係長】 はい、議長。

【議長】 はい。

【公園緑地課緑化推進係長】 それでは、府中都市計画生産緑地地区の個々の地区につきまして、前方のスクリーンにより、ご説明させていただきます。スクリーンをご覧ください。

スクリーンは、第1号議案、資料の3ページから9ページの計画図を表示いたします。

初めに計画図の表示についてご説明いたします。

右下の凡例をご覧ください。緑の縦じま部分は、既に指定されている区域、赤の塗り潰し部分は、今回削除を行う区域となっております。また、図は上が北となっております。

それでは、図面中央右側をご覧ください。

番号12、地区名 多磨町地区、西武多摩川線の西側、多磨町第二広場の北西側に位置し、平成30年9月3日に都市計画道

路府中 3・4・16 号の用地となり、地区の一部、約 40 平方メートルを削除するものです。

次に、図面中央左側、番号 13、地区名 多磨町地区、番号 12 の西側、多磨霊園の東側、府中 3・2・2 の 1、東八道路の南側に位置し、平成 30 年 4 月 2 日に都市計画道路府中 3・4・16 号の用地となり、地区の一部、約 330 平方メートルを削除するものです。

続きまして、4 ページをご覧ください。図面下側、番号 146、地区名 小柳町地区、西武多摩川線の西側、府中 3・4・4 号清水下通りの南側に位置し、平成 30 年 7 月 25 日に主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の一部、約 1,470 平方メートルを削除するものです。

次に、図面上側左、番号 562、地区名 小柳町地区、九中通りの東側、府中第九中学校の北側に位置し、平成 30 年 4 月 18 日に主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の全部、約 620 平方メートルを削除するものです。

次に、上側右、番号 569、地区名 白糸台地区、西武多摩川線の西側、府中第九中学校の北東側に位置し、平成 30 年 4 月 18 日に主たる従事者の死亡により、買取りの申出がなされたもので、地区の全部、約 700 平方メートルを削除するものです。

続きまして、5 ページをご覧ください。

図面左側、番号 190、地区名 若松町地区、東京都水道局若松浄水所の東側で、都道 110 号人見街道の北側に位置し、平成 30 年 9 月 25 日に主たる従事者の死亡により買取りの申出が

なされたもので、地区の全部、約 1, 180 平方メートルを削除するものです。

次に、図面右側、番号 199、地区名 若松町地区、府中 3・5・14 号浅間山通りの東側、府中第十小学校の西側に位置し、平成 30 年 10 月 16 日に狭あい道路拡幅事業用地となり、地区の一部、約 30 平方メートルを削除するものです。

続きまして、6 ページをご覧ください。

図面中央、番号 530、地区名 南町地区、矢崎小学校の西側、郷土の森博物館の北側に位置し、平成 30 年 6 月 1 日に主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の全部、約 560 平方メートルを削除するものです。

続きまして、7 ページをご覧ください。

図面中央、番号 348、地区名 西原町地区、主要地方道 17 号新府中街道の西側、西原町東公園の北側に位置し、平成 30 年 5 月 23 日に都市計画道路府中 3・2・2 の 2 号の用地となり、地区の一部、約 2, 140 平方メートルを削除するものです。

続きまして、8 ページをご覧ください。図面中央上側、番号 352、地区名 西原町地区、府中第十中学校の北側に位置し、平成 30 年 5 月 1 日に都市計画道路府中 3・2・2 の 2 号の用地となり、地区の全部、約 1, 040 平方メートルを削除するものです。

次に、図面中央下側、番号 512、地区名 西府町地区、府中第十中学校の北側に位置し、平成 30 年 5 月 21 日に都市計画道路府中 3・2・2 の 2 号の用地となり、地区の全部、約 970

平方メートルを削除するものです。

続きまして、9ページをご覧ください。図面中央上側、番号590、地区名 日新町地区、都立府中西高校の西側、中央自動車道の北側に位置し、平成30年7月30日に主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の一部、約1,190平方メートルを削除するものです。

次に、図面中央下側、番号591、地区名 日新町地区、都立府中西高校の西側、中央自動車道の北側に位置し、平成30年7月30日、主たる従事者の死亡により買取りの申出がなされたもので、地区の一部、約1,100平方メートルを削除するものです。

以上が府中都市計画生産緑地地区の変更の説明となります。

なお、第1号議案の封筒の中にございます図面は、都市計画変更に必要な図書、府中都市計画生産緑地地区総括図でございまして、府中市全域の地図に生産緑地の区域を示したものになります。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

**【議長】** ありがとうございます。ただ今、説明が終わりました。これから審議に入っていきたいと思いますが、議案につきましては、まずご意見やご質問等をいただき、最後に採決という順序で進めていきたいと存じます。よろしくご協力をお願いいたします。

それではご質問、ご意見がございましたら、挙手の上、ご発言願いたいと思います。



いかがでしょうか。

【〇〇委員】 議長、お願いします。

【議長】 〇〇委員、どうぞ。

【〇〇委員】 1件質問させてください。5ページの番号でいうと199番、道路の拡幅に伴い削除するということでしたけど、もう少し背景も含めてご説明いただければと思います。よろしくをお願いします。

【議長】 ありがとうございます。〇〇委員からご質問がございました。199番、道路の拡幅で削除ということで、もう少し説明をお願いしたいということですが、いかがでしょうか。

【建築指導課長】 はい。議長。

【議長】 はい、どうぞ。

【建築指導課長】 当該地につきましては、生産緑地地区で畑にお使いいただいたところですが、非常に前面道路が狭いと、周辺の住民の方からもお話をいただきまして、私どもが畑の地主さんに相談したところ、ご了解がいただけましたので、ご協力いただきまして、道路を拡幅させていただいたものでございます。以上でございます。

【〇〇委員】 ありがとうございます。よく分かりました。

【議長】 他にありますでしょうか。

【〇〇委員】 すみません。ちょっといいですか。

【議長】 はい、どうぞ。

【〇〇委員】 議案自体は別に異論があるわけではないですが、ちょっと参考までにお聞きしたいです。7ページや8ページの

削除部分ですが、道路からわずかに出っ張っている部分があります。これはどのような扱いになりますか。要するに東京都が、小さい土地なので買っているのか、あるいは市が何か対応しているのか、お聞きしたいです。

【議長】 残地があまりにも小さいということですね。

【〇〇委員】 そうです。はみ出ている部分ですね。

【議長】 その処理はどうしているのかということですか。

【公園緑地課長】 すみません、議長。

【議長】 はい、どうぞ。

【公園緑地課長】 こちら、少し都市計画道路よりもはみ出た部分については、東京都が用地買収をしています。以上でございます。

【議長】 そのような処理だということですか。

【〇〇委員】 どうもありがとうございます。

【議長】 他にございませんでしょうか。ないようですので採決をしたいと存じます。第1号議案、「府中市都市計画生産緑地地区の変更」について、議案のとおり可決することで異議ないでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議がないということで、原案どおり可決とさせていただきますと思います。大変ありがとうございました。

続きまして日程第6、報告事項をお願いいたします。まず報告事項1「府中都市計画道路の進ちょく状況」について、事務局から報告を願います。よろしくお願いたします。

【土木課長補佐】 はい、議長。それでは、報告事項1「府中都市計画道路の進ちよく状況」につきまして、ご報告いたします。

恐れ入りますが、資料1ページをご覧ください。

1の「施行主体別進ちよく状況」でございますが、国、東京都、府中市全体で37路線、延長7万1,590メートルが都市計画決定されております。完成率につきましては、国施行は、国道20号の1路線で、完成延長は6,730メートル、100パーセントの完成率でございます。東京都施行は、11路線で、完成延長は2万5,650メートル、73.8パーセントの完成率でございます。府中市施行は、25路線で、完成延長は2万6,713メートル、88.6パーセントの完成率でございます。

以上、国、東京都、府中市を合わせた37路線の全体完成延長は、5万9,093メートル、82.5パーセントの完成率でございます。なお、昨年度からの増減はございませんが、一部の概成区間につきましては、完成延長として捉えております。

続きまして、2の「路線別進ちよく状況」でございますが、資料3ページの「府中都市計画道路進ちよく状況現況図」においてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、資料3ページをご覧ください。

最初に、東京都施行の主な進ちよく状況でございますが、図面左側、赤色の府中都市計画道路3・2・2の2号東京八王子線は、新府中街道交差点から西府町四丁目の区間、延長1,030メートルにつきまして、平成23年7月に都市計画事業認可を受け、平成30年度までを事業期間としておりましたが、平成31年

1月に令和7年度まで、事業期間の変更認可を受けました。

現在、用地取得を進めておりまして、用地取得率は、国立都市計画道路分を含み、平成31年3月末現在、約96パーセントと伺っております。また、現在JR南武線跨線橋（仮称）の橋梁桁架設工事を実施していると伺っております。

次に、府中都市計画道路3・2・2の2号東京八王子線から国立市の桜通りにつながる赤色の府中都市計画道路3・4・5号新奥多摩街道線は、延長240メートルにつきまして、平成25年7月に都市計画事業認可を受け、平成31年度までを事業期間とし、現在用地取得を進めております。用地取得率は、国立都市計画道路分を含み、平成31年3月末現在、約68パーセントと伺っております。

次に、図面上側、赤色の府中都市計画道路3・4・21号府中国分寺線は、栄町二丁目の区間、延長140メートルにつきまして、平成31年3月に、令和9年度までの都市計画事業認可を受けました。

続きまして、府中市施行の主な進ちよく状況でございますが、図面右側、赤色の府中都市計画道路3・4・16号府中東小金井線は、都道人見街道から北へ市道1-131号までの区間、延長744メートルにつきまして、平成22年4月に都市計画事業認可を受け、事業を進めており、平成28年3月に平成31年度までの事業期間の変更認可を受けました。なお、事業年度が今年度までとなっており、東京都と事業期間変更に係る協議を進めているところでございます。

現在、用地取得を鋭意進めており、用地取得率は平成31年3月末現在、約98パーセントとなっております。また、昨年度に引き続き、現在、一部区間無電柱化を図るための電線共同溝工事を実施しています。

次に、同じく赤色の府中都市計画道路3・4・16号府中東小金井線の市道1-131号から北へ東八道路までの区間、延長411メートル及び赤色の府中都市計画道路3・4・11号多磨墓地前線と西武多摩川線多磨駅西側の交通広場約1,800平方メートルを含み、西へ人見街道及びあんず通りの交差点までの区間、延長140メートルにつきましては、2路線ともに平成28年4月に都市計画事業認可を受け、令和4年度までの期間で事業を進めています。

当該2路線につきましては、現在、用地取得を鋭意進めております。用地取得率は、平成31年3月末現在、3・4・16号は約64パーセント、3・4・11号が約37パーセントでございます。

以上で報告を終わります。お願いいたします。

**【議長】** ありがとうございます。日程第6、報告事項2につきまして、報告が終わりました。この件につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。いかがでしょう。

〇〇委員、どうぞ。

**【〇〇委員】** では、ちょっとご質問したいのですが、都市計画道路の件で、東京都の第四次事業化計画に示されています優先的に整備すべき道路が確か3・4・3号、3・4・12号もそう

だったような気がします。この辺りの東京都の動向を教えてくださいたいのと、それと3・4・6号は確か計画内容再検討路線であると思ったのですが、この辺の動向も教えてくださいたいと思います。以上、お願いします。

**【議長】** ありがとうございます。〇〇委員から2点、3・4・3号と3・4・12号、あともう1つ、3・4・6号の動向についてお願いします。

**【計画課長補佐】** 議長。2点のご質問につきまして、順次答えさせていただきます。まず1点目の優先整備路線の関係でございますが、3・4・3号、3・4・12号につきましては、事業化に向けて鋭意要望等を進めておるところでございます。

続きまして、3・4・6号の状況についてでございますが、本路線につきましては、府中本町駅周辺から鎌倉街道までの延長約1,740メートルでございます。第四次事業化計画の中におきましては、計画内容再検討路線に位置付けられておりました。分倍河原駅周辺のまちづくりの中で、その在り方などを整理していくことになっております。以上でございます。

**【議長】** 〇〇委員、何かありますか。

**【〇〇委員】** 3・4・3号と3・4・12号の件は、事業化に向けてということですが、なかなか話が進んでないよう感じられるので、この辺りの動向は、特に知りたいと思っています。特に3・4・12号に関しては、新人見街道としての機能を担うのではないかとされている道路でございます。今3・4・16号は事業中ですから、それが終わってからだと思うのですが、また

情報が入り次第教えていただきたいと思います。

それと、3・4・6号の計画内容再検討路線について、再質問をしたいのですが、先ほどの答弁では、分倍河原駅周辺のまちづくり、再開発の関係を含めて見直しも検討していくということでした。それは理解できましたが、今、現在起点になっているのがちょうど府中市役所の前から入っていますよね。いわゆる府中本町近辺の道路起点になっていますので、その辺りは分倍河原駅周辺と一緒に考えていくものなのか、エリア的には別ですから、別々に進めて話を考えていくのか、ちょっとその辺を整理したいので、市の考えだけで結構ですから教えていただきたいと思います。

【議長】 3・4・6号について、再質問とのことですが。

【計画・建築指導担当副参事】 はい、議長。

【議長】 どうぞ。

【計画・建築指導担当副参事】 まず3・4・6号の考えですが、これは第四次事業化計画の中では、計画内容の再検討路線です。必要性は認められるのですが、どのようにしたらいいかというところを検討されるということですので、まずはこの全体の路線の中で、ネットワーク的にどうだという検討をさせていただきます。それが終わりましたら、それぞれの路線が今のままでいいかどうかというのは検討させていただくのですが、それぞれの場所についてどういう既設の道路ですとか、あるいは新しく都市計画道路をかけるのかかけないのか、そういったところも含めてまちづくりとしての検討を行います。よろしくお願

します。

【〇〇委員】 議長。

【議長】 どうぞ。

【〇〇委員】 何となく、分かったような、分からないような感触です。もう1つだけすいません。今の答弁で再確認したいのですが、いわゆる計画もので示すと、分倍河原駅の周辺の3・4・6号の部分と、この府中本町駅周辺の部分は、違う計画ではなくて、1路線としての見直しを全てやるという考えでいいのか、それとも1つずつ計画があるのか、そこだけもう1回整理したいので確認させてください。

【計画・建築指導担当副参事】 議長。

【議長】 どうぞ。

【計画・建築指導担当副参事】 すいません、舌足らずで大変恐縮です。3・4・6号は、進ちょく状況図を見ていただくと非常に長い区間であって、一部完了している路線になります。まずはこの全体の路線で考えます。この中で、この路線というのは、このままでいいのだろうか、何か違うことをやったほうがいいのだろうかというところを考えて、道路ですから、そこに交通が発生しますので、その交通を他のところで代替できるのだろうかとか、そういうところで見ますので、その起点の府中本町駅の前から新府中街道までの間がどうなのか検討させていただきます。これは今の法律に合っているかどうかというところも含めて検討させていただいて、そこがある程度終わったら、それぞれの府中本町周辺あるいは分倍河原周辺でどういう道路づけをす



るのが適切であるか、という検討が始まるということになります。以上でございます。

【〇〇委員】 ありがとうございます。

【議長】 よろしいですか。

【〇〇委員】 はい。

【議長】 〇〇委員、どうぞ。

【〇〇委員】 3・4・13号だと思うのですが、幸町のところに1軒、立ち退きの問題がまだ残っていると思うのですが、その辺の進展について。

【議長】 3・4・13号。よろしいですか。どうぞ。

【土木課長】 3・4・13号で1軒交通に支障が出ているところでございますが、これまで長い時間をかけまして権利者の方といろいろ交渉をさせていただいております。なかなか進展はしていない状況でございますが、府中市といたしましては、大変大きな課題として捉えております。これまでにも当該道路には、ご協力いただいた権利者の皆様はもちろんのことなのですが、現在も大変通行に支障が出てきている現場の状況からも、当該道路の1日でも早い事業完了を目指していきたいと考えております。

権利者の方といろいろ継続して話をしている一方で、法的な手段というところも東京都と今話を進めているような状況でございます。

現在は、定期的に権利者の方と直接会ってお話をする関係は築いておりまして権利者との信頼関係というのを、強く築いて

いきまして、事業の進展のために引き続き粘り強く交渉を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

【議長】 ○○委員、どうぞ。

【○○委員】 その1軒の地権者だけの問題じゃなくて、周りの人たちの問題もということをごらんと聞いたことがあるのですが、どの辺がネックになっているのか。それから東京都と色々協議しているってことですが、行政代執行とか、そういう可能性っていうのはあるのかどうか、その辺について。

【議長】 どうぞ。

【土木課長】 今までにはなかなか直接会ってくれる機会が少なかったのですが、昨年を含めましてだいぶ定期的に会うような関係は築いておりますので、なかなか本題というのですかね、そこまではなかなか結び付けていないのですが、粘り強く、先ほどと繰返しになってしまうのですが、そこは信頼関係を築いて事業の進展に結び付けていきたいと思っております。

あと、先ほど法的な関係でございますが、当該道路事業に関しましては、都市計画事業認可を取得しておりませんで、道路事業で進めてきた経緯がございまして、そうしますと事業認定という手続が必要になりまして、そこが今東京都と、具体的に申しあげますと、財務局といろいろご相談しているのですが、結構大きな課題がございまして、そこは引き続き色々な課題をクリアしながら、任意交渉と法的な対応を含めて、両方で対応していきたいと考えております。

【議長】 よろしいですか。

【〇〇委員】 粘り強く、速やかにお願いしたいと思います。

【議長】 ありがとうございます。他にございますか。その他質問がないようですので、この件につきましては、報告了承ということでもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということで、報告了承とさせていただきたいと思います。

では続きまして、日程第6、報告事項の2「府中都市計画公園・緑地の進ちよく状況」について、事務局から報告をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

【公園緑地課長補佐】 はい、議長。それでは、「府中都市計画公園・緑地の進ちよく状況」につきましてご報告いたします。

報告事項の2、2のページの資料をご覧ください。

表の数値が平成31年4月1日現在のものとなっております。表の一番下の合計欄でございますが、都市計画決定している公園・緑地は90カ所、面積は291.56ヘクタールでございます。平成30年と比べて増減はございません。

次に、都市計画決定している公園・緑地のうち、全部または一部で供用開始している公園・緑地は、87カ所、面積は、150.39ヘクタールでございます。平成30年と比べて、0.3ヘクタール増加しております。

また、供用を開始していない未供用部分の面積でございますが、141.17ヘクタールで、全部が未供用となっている公園・緑地は3カ所でございます。平成30年と比べて0.3ヘクター

ル減少しております。なお、供用率は全体で51.58パーセントでございます。平成30年と比べて、0.1パーセント増加しております。

これらの数値の増減につきましては、西府緑地内に設置されております四谷さくら公園の拡張部分の一部、0.3ヘクタールが開園したことによるものでございます。

次に、市民1人当たりの公園・緑地の供用面積でございますが、5.79平方メートルでございます。平成30年と比べて、0.01平方メートルの減となります。以上で表の説明は終わります。

なお、参考といたしまして、平成30年4月1日現在の数値でございますが、1人当たりの公園・緑地の供用面積を26市と比較いたしますと、府中市の5.73平方メートルに対しまして、26市の平均は5.01平方メートルでございますので、本市は0.72平方メートル上回っている状況でございます。また、東京都全体と比較しますと、東京都全体での平均は、3.73平方メートルでございますので、これについても本市は2平方メートル上回っている状況でございます。

今後とも、公園・緑地の適切な維持管理と整備に努めてまいります。

以上で報告を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

**【議長】** ありがとうございます。報告事項2につきまして、説明終わりました。ご質問ございますでしょうか。ないようです。

ので、報告了承ということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということで、報告了承とさせていただきたいと思います。大変ありがとうございます。

では、引き続きまして進めていきたいと思います。日程第6、報告事項3「特定生産緑地の指定に向けた今後の手続等」について、事務局から報告願います。よろしく願います。

【公園緑地課長補佐】 はい、議長。では、「特定生産緑地の指定に向けた手続等」につきまして、ご報告いたします。

まず、資料の説明をさせていただく前に、特定生産緑地制度の概要についてご説明させていただきます。生産緑地地区の都市計画決定から30年経過後におきましては、生産緑地の所有者は、市町村に対して当該生産緑地について、買取り申出がいつでも可能となります。このことから、当該生産緑地は都市計画上不安定な状態に置かれることとなります。

国は、平成29年度に生産緑地法を改正いたしまして、生産緑地地区の都市計画決定告示日から、30年が経過する日を申出基準日といたしますが、この申出基準日が近く到来する生産緑地について、市町村長が農地等利害関係人の同意を得て、申出基準日より前に特定生産緑地として指定し、買取り申出が可能となる期日を10年延長する、特定生産緑地制度を創設し、平成30年4月1日より施行いたしました。

このことにより、申出基準日以降も引き続き生産緑地が保全され、良好な都市環境の形成に寄与されることから、府中市とし

てもこの制度を活用し、生産緑地の保全を図っていかねばならないものと考えております。

それでは、次ページ資料の「特定生産緑地の指定に向けた今後の手続等について」をご覧ください。資料の上段左側「特定生産緑地制度」の図をご覧ください。当制度は、生産緑地の都市計画決定から30年経過後も、生産緑地の保全を図るために市が新たに特定生産緑地に指定することで、生産緑地の所有者が従来適用されていた税制優遇措置を継続して受けることができるようにするものでございます。特定生産緑地の指定は、生産緑地の都市計画決定から30年経過する日である申出基準日までに行う必要があります、申出基準日以降は指定ができなくなるものでございます。

次に、上段右側、「特定生産緑地に指定することのメリット」の表をご覧ください。特定生産緑地に指定することのメリットについて、生産緑地の都市計画決定から30年経過後の時点为例にご説明させていただきます。

番号1の段をご覧ください。特定生産緑地に指定した生産緑地の場合、これまでと同様、行為の制限が継続されます。買取り申出の事由もこれまでと同様、主たる従事者の死亡、故障、一定期間の経過ですが、この期間について30年から10年に短縮される形になります。従来適用されていた固定資産税や都市計画税、相続税の優遇措置は継続されます。

次に、番号2の段をご覧ください。特定生産緑地に指定しない生産緑地の場合ですが、生産緑地として行為制限は継続されま

すが、買取り申出はこれまでの事由にかかわらず、いつでも可能となります。しかし、固定資産税や都市計画税が段階的に引き上げられ、5年間で宅地並み課税となります。また、相続税については、現在受けている納税猶予のみ現世代の方に限り継続といたしますが、新たな納税猶予を受けることはできません。

次に、番号3の段をご覧ください。生産緑地の買取り申出をし、行為の制限を解除した農地については、固定資産税や相続税など税制優遇の措置はなくなります。

次に、資料の中段左側に記載の「指定に向けたスケジュール表」、こちらをご覧ください。この表は、特定生産緑地に向けた本市のスケジュールでございます。上の両矢印と縦の破線の間は、それぞれの年度を表示しております。表の一番左側、令和元年度、こちらをまずご覧ください。両矢印の下の黒線枠の左側は、前期としており、現在、生産緑地の台帳を基に、個々のデータを精査し、農地台帳等と突合し、秋ごろには現況に即した正確な情報を把握することができる予定になっております。

右側の次の黒枠の線でございますが、後期としておりまして、こちら生産緑地の所有者を対象とした制度の説明会を秋から冬にかけて開催させていただく予定でございます。その後、生産緑地をお持ちの皆様へ、生産緑地ごとに申出基準日を記載した申出基準日の到来通知とアンケートを送付させていただきまして、現時点での特定生産緑地指定に関する所有者の方の意向、お考えを確認したいと考えております。

次に、その右側の両矢印、令和2年度の範囲をご覧ください。

左側の黒線の枠の令和2年度の前期でございますが、特定生産緑地の指定手続に関する説明会を順次開催いたしまして、生産緑地所有者の皆様を対象にご説明した上で、指定意向の確認通知を送付させていただく予定でございます。

次に、右側の後期でございますが、その下の薄い緑色で表示しております赤字のところの中にある指定手続第1回目として、特定生産緑地指定の受付を開始する予定としております。一定期間の指定関係書類の受付を行った後に、これを取りまとめまして、その右側にいきまして令和3年度の前期というところで、令和3年度の春ごろに開催される予定の府中市都市計画審議会へ、この指定についての意見を聴取させていただきたいと考えております。

次に、その下の段、先ほどと同様に、薄い緑色の表示しております中の赤字の指定手続（2回目）として、こちらは令和3年度前期に指定の受付、後期として秋ごろに開催される予定の府中市都市計画審議会へ、指定についての意見を聴取させていただきたいと考えております。

次に、右側の令和4年度の範囲をご覧ください。最初の申出基準日であります令和4年10月28日を前に、特定生産緑地の指定の公示を行う予定としております。なお、特定生産緑地としての効力が発生するのは、申出基準日以降となります。また、平成4年以降に追加指定された生産緑地につきましても、申出基準日に合わせて、同様の手続を行っていくこととなります。

スケジュール表についての説明は、以上になります。今回の特



定生産緑地の指定につきましては、都市計画決定をするものではございませんが、都市計画の決定に準じた法的効果を発生するものであるため、生産緑地法におきまして、都市計画審議会の意見聴取を行うことが定められております。

このようなことから、都市計画審議会の意見聴取におきましては、特定生産緑地に指定することで、さらに10年間、生産緑地地区として、行為の制限をかけ、保全を図っていくことなどにつきまして、都市計画の観点から、委員の皆様にご意見をいただきたいと考えております。現時点では、都市計画審議会への意見聴取は2回を想定しております。今後も、特定生産緑地制度を活用し、生産緑地のさらなる保全を図っていきたいと考えており、適正な手続を進めてまいりますので、何卒ご協力をお願いいたします。

以上で報告終わります。よろしく申し上げます。

【議長】 ありがとうございます。報告は終わりました。この件につきまして、何かご質問ございませんでしょうか。

【〇〇委員】 すいません、ちょっとよろしいですか。

【議長】 〇〇委員、どうぞ。

【〇〇委員】 ちょっとよく分からなかったのですが、特定生産緑地というのは、これ都市計画ではないってことですよね。そうすると、都市計画上の生産緑地というのと、特定生産緑地というのは、どういうふうに関連されているのかなという。ちょっとよく分かりません。

【議長】 ご説明申し上げます。今回、特定が付いた特定生産緑

地。初めてのものだと思うんですけど。

【〇〇委員】 ええ。これの都市計画審議会で見聞聴取であって、都市計画を外すとかうんぬんというのとまたちょっと違うわけですよ、これ。その辺がちょっとよく分からなくて。

【公園緑地課長】 はい。

【議長】 どうぞ。

【公園緑地課長】 今回の見聞聴取の関係でございますが、平成4年以降にまず生産緑地とした都市計画決定をさせていただきました。今回、それを10年延伸させていただく手続として、都市計画決定を受けている生産緑地地区の上に特定生産緑地という、ちょっと重なるようなイメージでお考えいただきたいと思っております。今回はこちらの当該審議会におきましては、都市計画を決定するものではないのですが、意見を聴取させていただくという手続になっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。以上でございます。

【〇〇委員】 そうですね。ちょっと追加になりますが、そうすると、普通に考えると、特定生産緑地にすると、普通は引き続き都市計画としての生産緑地のままということですよ。普通に考えれば。もし生産緑地じゃなくなるようなことであれば、特定生産緑地としてはやらないということでもいいですよ。すいません。

【議長】 どうぞ。

【公園緑地課長】 今回、その辺りも踏まえて、まず10年延伸するかどうかのまず所有者の意向の確認もさせていただきます。

移行していくという手続であれば、当審議会にお諮りをしていくのですが、移行しないということであれば、そのまま、こちらの表に記載させていただいているのですが、上段の右側の番号2番のところですが、指定しない生産緑地となれば、買取り申出というのは、いつでもできるという手続になっています。以上です。

【〇〇委員】 分かりましたか。

【〇〇委員】 分かりました。

【〇〇委員】 他にご質問ありますでしょうか。ないようですが、2022年問題ということで、生産緑地は規制緩和されて色々と考え方があるとは思いますが、それら含めてよく説明していただき、地権者に。なるべく緑地を保全しながら、適正な状況に持っていけるように努力していくのがいいのではないかと思います。〇〇委員、何かご意見ありますか。

【〇〇委員】 特定生産緑地の説明については、公園緑地課が担当して、それで鋭意農家の人に340件ぐらい、漏れなく通知をするということで進めておりますので、他の市に負けないように公園緑地課が頑張っているのです、大丈夫です。

【議長】 〇〇委員、大変だと思いますけど、ひとつよろしくお願ひします。今件につきまして、報告了承ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 ありがとうございます。大変ありがとうございました。

では次に、第7、「その他」につきまして、事務局から何かございせんか。

【計画課都市計画担当主査】 はい、議長。

【議長】 どうぞ。

【計画課都市計画担当主査】 事務局からは2件ご報告させていただきます。

1点目といたしまして、府中市立地適正化計画の取扱いにつきまして、ご報告させていただきます。

2月5日開催の本審議会において、府中市立地適正化計画を7月に公表予定である旨ご報告いたしました。本市としましては、計画策定に当たり、オープンハウスなどにより、市民の皆様のご意見を伺ってまいりましたが、一部の市民の方からのご意見を受け、市民の皆様のさらなるご理解いただく必要があると判断し、当初予定していました7月での計画公表を見送ることといたしております。

2点目といたしましては、次回の開催予定につきまして、ご説明いたします。

次回の本審議会につきましては、12月上旬の開催を予定しており、生産緑地地区の変更に係る議案などをお諮りいたします。以上で事務局からの報告を終わります。

【議長】 ありがとうございます。事務局から2点報告がございました。この点につきまして、よろしいですか。2点報告了承とさせていただきますと存じます。大変ありがとうございました。

長時間、ご協議を賜りましてありがとうございます。令和元年、

令和で初めての都市計画審議会、皆さんご協力いただきまして、スムーズに開催する運びとなり、大変ありがとうございます。これをもちまして、閉会とさせていただきます。大変ありがとうございました。

午後 4 時 1 1 分 閉会

以上、会議のてん末を記載してその相違ないことを証するため、  
ここに署名する。

議 長 ○ ○ ○ ○

委 員 ○ ○ ○ ○

委 員 ○ ○ ○ ○